

第13回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和3年7月27日

午前9時55分～午前10時47分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
岡林 牧人	齋木 弥	吉田 真利子	鈴木 和幸
江上 真一	小林 武	八幡 健誠	渡邊 雄一郎

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第51号 現況証明願いについて

議 長 只今より第 13 回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程 1、議事録署名委員の指名については、3 番岡林委員さん、4 番江上委員さん、宜しくお願い致します。日程 2、会期の決定について、でございますが、本日 1 日限りで宜しいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無し。という事で本日 1 日限りと致します。次日程 3、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。日程 4、会務報告局長よりお願いします。

事 務 局 長 第 12 回農業委員会総会以降の会務報告をご報告させていただきます。整理番号 1 番、6 月 15 日第 12 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されており、委員 12 名事務局が出席しております。整理番号 2 番、7 月 12 日に、利用調整会議が原野福祉の家で開催され、引き続き現地調査が弟子屈原野で第 1 ブロック委員と事務局とで実施しております。整理番号 3 番、7 月 13 日に、現地調査が釧路原野で第 2 ブロック委員と事務局で実施しております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 26 号、日程 6、報告第 27 号の「農用地等の利用調整結果について」、一括で 7 番鈴木委員さん報告をお願いいたします。

鈴 木 委 員 7 番鈴木です。報告第 26 号及び 27 号について、一括して報告いたします。利用調整会議は、7 月 12 日、11 時から原野福祉の家において、塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施しております。候補者の出席者につきましては、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの 3 名です。事務局からの説明のあと、利用調整をおこないました。結果、3 人とも購入意思の確認は取れましたが、金銭的な理由等により今回の調整は不調に終わっております。今後については、農地保有合理化事業による買入協議の申請を行う予定で準備を進めます。以上、簡単ではございますが、利用調整結果の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。只今鈴木委員さんから報告がございました。報第 26 号報第 27 号について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 ありません。

議 長 異議なし。ということで報告第 26 号 27 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、報告第 28 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 総会資料 4 頁をご覧ください。報告第 28 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。令和 3 年 7 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回合意解約が 1 件ありましたので報告させていただきます。番号 1 番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 4 筆の計 5 筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合

計で、〇〇〇〇㎡。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は、令和３年７月１４日。契約期間につきましては、平成３０年３月２７日から令和５年３月３１日までとなっております。以上、簡単ではございますが報告第２８号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。報告第２８号について何かございますか。よろしいでしょうか。

各委員 ありません。

議長 はい、報告第２８号については報告済みといたします。次日程８、議案第４８号「農地法第３条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 総会資料５頁をお開きください。議案第４８号「農地法第３条の規定による許可申請について」農地法第３条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。令和３年７月２７日提出。弟子屈町農業委員会会長。申請番号１番の説明をいたします。なおこちらの権利については、使用貸借となっております。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか４９筆の計５０筆。公簿地目は畑、原野および牧場。現況地目は畑および牧場。面積は合計で、〇〇〇〇㎡。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。申請事由については、貸付人は法人経営移行のため、所有農地を無償貸与する。借受人は、法人経営を行うため、経営地を無償で借り受ける。契約の種類は、使用貸借。申請地の位置図については、８頁から１１頁をご参照ください。そのほか、農地法第３条調査書および〇〇〇〇〇〇〇に係る参考資料につきましては、別添「第１３回弟子屈町農業委員会総会別添資料一覧」をご参照願います。以上、簡単ではございますが、議案第４８号の説明といたします。ご審議の上、ご決定たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたのでここで、現地委員さんの報告をお願いいたします。２番元山委員さんよろしくお願いいたします。

元山委員 ２番元山です。農地法第３条についての現地調査を、７月１２日に塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施しております。本申請は〇〇〇〇で営農している〇〇〇〇さんが経営移譲並びに法人化のための申請となっております。申請地は〇〇〇〇さんの弟子屈町内における耕作地全地で、適切に管理されており問題ないとしており、経営計画においても適切であると判断いたしました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。ご審議をお願いします。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。議案第４８号について何かございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第４８号を決定とさせていただきます。次日程９、議案第４９号「農地法第５条の規定による許可申請について」事務局説明よろしくお願いいたします。

事務局 総会資料 12 頁をお開き願います。議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による、農地等の転用の為の権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和 3 年 7 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回は申請が 1 件。一時転用の申請となっております。申請番号 1 番。権利の種類は、使用貸借。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇および〇〇〇〇の計 2 筆。公簿地目は畑および雑種地。現況地目ともに畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡。貸主、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。事業主体借主は、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。用途は砂利採取のための一時転用。所要面積については、〇〇〇〇㎡となっております。事業費については、合計〇〇〇〇円。全額自己資金でまかなうこととなっております。図面につきましては 13 頁。15 から 16 頁にかけて求積図。17 頁に平面図、18 頁縦断図。19 頁から 21 頁にかけて横断図。22 頁に跡地復元計画図を添付しておりますのでご参照ください。意見書については 14 頁に記載してございます。こちらの意見書の記載につきましては、事業計画転用目的は砂利採取。工事計画につきましては、着工は許可日から令和 4 年 8 月 31 日までの期間の一時転用。農地転用に関する許可基準からみた意見ですが、当申請地は、草地として使われており、砂利採取後の計画において農地利用に支障のないこと。また工事等に必要な砂利資源を確保する必要があり、一時転用はやむを得ないものと思われる。としてございます。資力および信用も問題なしとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者の同意を得ている状況でございます。その他内容につきましては、申請書添付書類等を確認し問題ないと判断しております。

以上簡単ではございますが、議案第 49 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、次に現地委員さんの報告をお願いいたします。8 番小林委員さんよろしくお願いいたします。

小林委員 8 番小林です。申請番号 1 番の現地調査は 7 月 13 日、新木委員、岡林委員、私と事務局で実施しております。八幡委員は所用のため欠席しております。

本申請は、昨年に引き続き〇〇〇〇さん所有農地で、〇〇〇〇が砂利採取行うのための一時転用です。申請地は昨年と同じですが、砂利採取認可が 1 年毎の認可となっておりますので、再度申請があったものです。また 22 頁の図面でも記されているように、大部分が傾斜のない平面の計画となっております。農地復元が確実と思い問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございます。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 49 号について何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第 49 号を決定とさせていただきます。次日程 10、議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いいたします。

事務局 それでは総会資料 23 頁をお開き願います。議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和 3 年 7 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

権利種別は所有権移転となっております。今回の申請につきましては、4月9日に調整会議を行い、4月27日の総会で報告し、6月15日に買入協議を行った内容です。

整理番号1番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか3筆の計4筆。公簿現況地目全て畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡。譲渡人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、札幌市中央区北5条6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長小田原輝和氏。利用目的は、普通畑。売買価格につきましては、〇〇〇〇円。引渡時期は、対価の支払い日としてございます。図面につきましては、24頁25頁をご参照願います。

最終頁に別紙資料、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調書を表示してございます。いずれも各項目要件に該当しておりますので、ご参照願います。以上簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第50号整理番号1番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第50号を決定とさせていただきます。次日程11、議案第51号「現況証明願いについて」事務局説明お願い致します。

事 務 局 総会資料26頁をご参照ください。議案第51号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった下記の現況証明願いについて議決を求める。令和3年7月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申請番号1番、所在、字〇〇〇〇〇の1筆。公簿地目は畑、面積は合計で〇〇〇〇㎡、判定地目は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地となっております。所有者、願出人ともに字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。図面につきましては、27頁をご参照ください。
続きまして申請番号2番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿地目は畑、面積は合計で〇〇〇〇㎡、判定地目は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地となっております。所有者、願出人共に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。図面につきましては、28頁をご参照ください。
以上簡単ではございますが、議案第51号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いします。申請番号1番2番一括で、7番鈴木委員さんよろしくお願い申し上げます。

鈴 木 委 員 7番鈴木です。申請番号1番2番の現地調査を7月12日に、塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施しております。
申請番号1番については、〇〇〇〇さんの所有地です。野地の状況であり整備するには長い期間と費用も必要であることから、農地としての活用は困難であると判断いたしました。
申請番号2番についてですが、〇〇〇〇さん所有地であります。現地を確認しましたが、山林原野状態で長年使用されていない状況であり、農地としての利用は困難なため問題なしと判断いたしました。
以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番 2 番について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 51 号を決定とさせていただきます。日程 12、その他何かございますか。本日、日程 1 から日程 12、まで全て決定いたしました。これにて第 13 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。お疲れ様でした。

午前 10 時 23 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 岡林 牧人

議事録署名委員 江上 真一